

差別落書き事象に対する町長メッセージ

令和4年1月、町内の公共施設のトイレで差別落書きが発見されました。
町内においては、令和元年6月に差別落書きが発生して以来となります。

発生後、その日のうちに町内の公共施設の点検を行い、
異常がないことを確認しました。

また、警察へ被害届を提出するとともに、
現在も継続して巡回、点検を行っています。

差別落書きは、軽犯罪法や刑法の器物損壊罪、建造物損壊罪に該当する
犯罪行為であることはもちろんですが、
特定の個人や地域を差別や偏見に基づき誹謗中傷する、
悪質で卑劣極まりない行為です。

前回の差別落書き発生以降、町では町民の皆様をはじめ、
団体や企業などに対する啓発活動に取り組んできた中で、
再びの差別落書きです。

落書きに限らず、差別表現で
人の心を深く傷つけることは重大な人権侵害であり、
また、偏見や思い込みによる新たな差別意識の植え付け、
さらには差別の助長や扇動につながる行為でもあり、
決して許すことはできません。

あらゆる差別の根絶のためには、
町全体で、「差別を許さない」という意識を高めるとともに、
みんなで考え、学びを深めていくことが大切です。
私たち一人一人が、「誰かのこと」ではなく、
「自分のこと」として、この問題を捉える必要があります。

町では、今回の事象発生を受け、関係機関と連携しながら、
「町民の誰もがふるさとを誇れるまちづくり」に向けて、
さまざまな啓発活動を町職員一体となって、一層強力に推進していきます。
今後も町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

大津町長 金田 英樹